

あわらし市監査委員告示 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和 3 年 9 月 28 日

あわらし市監査委員 伊 東 秀 一
あわらし市監査委員 笹 原 幸 信

記

1 監査の種別 財政援助団体等監査

2 監査対象

〔補助金 4 件〕

所管課	補助事業名	補助事業者	補助金の額
生活環境課	エコ市民会議活動補助金	あわらし市エコ市民会議	420,000 円
健康長寿課	老人クラブ活動等促進事業補助金	あわらし市老人クラブ 連合会	3,434,797 円
商工労働課	あわらし市飲食店応援事業補助金	あわらし市飲食店応援隊	1,841,500 円
文化学習課	社会教育団体活動事業補助金	あわらし市子ども会 育成連絡協議会	416,000 円

3 監査の内容

令和 2 年度財政援助団体等に係る出納及び事務の執行状況

4 監査の期間

令和3年4月14日から令和3年8月30日まで

5 監査の方法

市の補助金が交付条件に従って活用され十分効果が上げられているか、また収支の会計経理は適正か、さらに補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正かなどに主眼を置き、関係書類や関係諸帳簿等の照合その他通常実施すべき監査を実施した。

6 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務は、次の点を除き概ね適正に執行されているものと認められた。

【エコ市民会議活動補助金】

(1) 証拠書類の不備について

見積日の記載がなされていない見積書によって、事務手続きが行われていた案件が2件あった。また、納品日及び請求日の記載がされていない納品書及び請求書によって、会計処理が行われていた案件が2件あった。

会計処理については、適正な内容が記載された会計書類に基づいて行われるべきであり、日付の記載がなされていない書類によって会計処理が行われることは望ましいとは言えない。適正な会計書類こそが、経費支出の根拠たりうることを自覚し、以後同様の不備がないよう改善を求める。

【老人クラブ活動等促進事業補助金】

(1) 所得税の源泉徴収手続きの不備について

イベント（研修会・交流会・講座）の対価として講師に謝礼金を支出している案件において、謝礼金から所得税及び復興特別所得税を源泉徴収せずに支出している事案が見受けられた。所得税法第204条第1項1号及び所得税法施行令第320条第1項に基づき、報酬・料金等を支払う者は、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収し、納付する義務があることから、以後改善されたい。

(2) 証拠書類の不備について

納品日、請求日及び領収日の記載がなされていない納品書、請求書及び領収書によって、会計処理が行われていた案件が 1 件あった。同様に、納品日及び請求日の記載がなされていない納品書及び請求書によるものが 3 件、請求日の記載がなされていない請求書によるものが 1 件あった。

指摘については、「エコ市民会議活動補助金」の「(1) 証拠書類の不備について」と同様であるため省略する。

【社会教育団体活動事業補助金】

(1) 歳出事業の見直しについて

団体は例年、年 2 回会報を発行しており、学校を通して市内全ての小学生に配布をしている。会報には、団体の活動報告やイベント等の周知、保護者向けの情報が含まれていることから有意義なものであることには違いない。しかし、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 2 年度に団体が予定していた複数のイベント等を中止していることを踏まえると、例年にも増して広報費に投じる費用に配慮する必要があると思われる。さらに、会報の発行部数は令和 2 年 7 月に 1,600 部、令和 3 年 3 月に 1,300 部と、同年度中の発行にもかかわらず 300 部の乖離があり、適切な発行部数の把握が不足していたことも見過ごせないものであった。したがって、単なる予算消化や前例踏襲によるのではなく、その年の時事情勢を鑑みた臨機応変で柔軟な費用投入に努めるよう厳に望むものである。また、所管課においても、補助金が効果的、効率的に使用されているかを十分にチェックし、漠然と補助金を交付することがないように留意すること。

(2) 物品の購入について

会報に使用する写真の撮影等を目的に団体が購入したカメラについて、その性能が目的に対して妥当であったか、また、価格が類似製品と比較して適正であったかの検討が十分に行われずに購入に至っていた。カメラに限らず、物品を購入する際には、それらの比較検討を怠ることなく、目的を達するに十分な品質で最適な価格帯のものを購入されるよう図られたい。

(3) 証拠書類の不備について

納品日及び請求日の記載がなされていない納品書及び請求書によって、会計処理が行われていた案件が2件あった。

指摘については、「エコ市民会議活動補助金」の「(1) 証拠書類の不備について」と同様であるため省略する。